

令和元年第3回尾鷲市議会臨時会会議録

令和元年11月18日（月曜日）

---

○議事日程（第1号）

令和元年11月18日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第71号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について  
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 4 議案第71号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 5 報告第13号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）  
（報告、質疑）

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君

政 策 調 整 課 長  
總 務 課 長  
財 政 課 長  
商 工 觀 光 課 長  
水 產 農 林 課 長  
建 設 課 長  
教 育 長  
教育委員会生涯学習課長代理課長補佐

三 鬼 望 君  
下 村 新 吾 君  
岩 本 功 君  
大 和 勝 浩 君  
内 山 真 杉 君  
高 柳 伸 浩 君  
出 口 隆 久 君  
畑 名 計 伸 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長  
事務局次長兼議事・調査係長  
議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊  
北 村 英 之  
相 賀 智 惠

〔開会 午前10時00分〕

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより、令和元年第3回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、令和元年第3回臨時会に御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

まず最初に、先月18日から19日にかけて、当地域での豪雨により、本市においては大雨洪水警報が発令され、18日の夜には、警戒レベル5、災害発生情報を発表し、防災行政無線などを通じ、市民の皆様にも命を守るための最善の行動をお願いしたところでもあります。この激しい雨によって、住居への浸水、断水など、被害に見舞われた方に心よりお見舞い申し上げます。また、豪雨に際し、迅速に対応していただいた消防団の皆様を初め、三重県、事業者並びに関係者の皆様に、この場をおかりしまして深く御礼申し上げます。

さて、今回の臨時会には、議案第71号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」の議案1件と、報告第13号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の報告1件を提出させていただきました。よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、奥田尚佳議員、4番、楠裕次議員を指名いたします。

次に、日程第２、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日だけにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日間と決定いたしました。

次に、日程第３、議案第７１号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第５号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第７１号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第５号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の令和元年度尾鷲市一般会計補正予算書（第５号）及び予算説明書の１ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，３３２万８，０００円を追加し、これにより予算総額を１０２億６５０万５，０００円とするものであります。

歳入について説明いたします。

１０ページ、１１ページをごらんください。

１５款県支出金、２項県補助金、４目農林水産業費県補助金は１２０万円の増額で、台風１９号及び１０月１８日からの集中豪雨により発生した行野浦漁港の漂着物処理に対する三重県海岸漂着物等対策事業補助金であります。

１８款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として６１２万８，０００円を繰り入れるものであります。

２１款市債、１項市債、９目災害復旧債３，６００万円は、公共土木施設等災害復旧事業債３，３５０万円、農林業施設災害復旧事業債１６０万円、水産業施設災害復旧事業債９０万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

１２ページ、１３ページをごらんください。

5 款農林水産業費、4 項水産業費、3 目漁港管理費は150万9,000円の増額で、台風19号及び10月18日からの集中豪雨により必要となった行野浦漁港漂着物処理業務委託料であります。

9 款教育費、5 項社会教育費、5 目文化財保護費は59万9,000円の増額で、熊野古道八鬼山越え2カ所の路肩等修繕料であります。

10 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、1 目現年発生農林水産業施設災害復旧費690万円は、林道酒醒川線ほか2路線及び雨駄農業用水路修繕料140万円の追加、林道龍の谷線ほか8路線及び上岡農道支線ののり面崩落等災害復旧工事請負費550万円の増額であります。

2 項公共土木施設災害復旧費、1 目現年発生公共土木施設災害復旧費3,432万円は、市道及び河川等市内24カ所の路肩崩落等修繕料1,313万円の追加、市道及び河川等27カ所の土砂堆積等処理に係る災害復旧手数料889万円の追加、岡の川護岸崩落復旧工事に係る設計積算業務委託料940万円の追加、早田地内市道舗装洗掘復旧工事請負費290万円の増額であります。

続きますて、地方債補正について説明いたします。

5 ページをごらんください。

追加1件は、現年発生災害復旧事業で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

以上をもちまして、議案第71号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は所管の行政

常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後本会議を再開しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午前10時11分]

[再開 午前11時05分]

議長（濱中佳芳子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4、議案第71号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員長、三鬼孝之委員長。

[1番（三鬼孝之議員）登壇]

1番（三鬼孝之議員） 私ども、行政常任委員会に付託されました議案第71号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」につきましては、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本日午前10時20分より、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第4、議案第71号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、報告第13号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第13号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の2ページをごらんください。

報告第13号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、4ページに事故の概要を記載しておりますが、本年7月31日、午前11時30分ごろ、市内天満浦地内の本市が管理する敷地内に設置している側溝蓋が外れた状態になっており、車両が通行した際、側溝蓋がはね上がり、車両左側面部の冷却用コンデンサーに損害を与えたものであります。本年10月4日に、相手方法人と示談が成立し、損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分としたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上で、報告案件の説明とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で、説明は終わりました。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、慎重なる御審議を賜りまことにありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第71号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」の議案1件と報告第13号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の報告1件につきまして、原案のとおり御承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきましたさまざまな御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（濱中佳芳子議員） 本日1日、御苦労さまでした。

これをもって、令和元年第3回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時11分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 奥 田 尚 佳

署 名 議 員 楠 裕 次